
概要

【目的】

柔道整復施術療養費（以下「柔整療養費」）の給付適正化を進めるため、申請書情報から施術所の傾向を調べ、「平均支給金額の高い施術所」や「部位転がし（同一施術所で同一患者が負傷と治癒を繰り返す施術）請求」の特徴を見出すことを目的とする。

【方法】

2019年2月～6月に大阪支部で支給決定した柔整療養費データを用い、1件当たりの平均支給金額を基に分類した3群（高額支給群、大阪支部平均群、全国平均群）の施術所（合計423施術所）の申請書76,444件について、施術実日数ごと・負傷部位数ごとに申請書件数を比較した。また3群の施術所の患者から長期受療患者（継続5ヵ月以上）と短期受療患者（同3ヵ月以下）を抽出し、施術を開始した日（初検算定日）ごと・初検から施術終了までに要した日数（転帰所要日数）ごとの負傷部位数を比較して「部位転がし」の特徴を分析した。

【結果】

- ・平均支給金額の高い施術所群ほど、施術実日数が多く長期受療患者の割合も高かったが、負傷部位ごとの転帰所要日数は大きな差がみられなかった。
- ・高額支給群の施術実日数は8～9日に特異な偏りがみられた。
- ・2部位以上負傷の申請書割合は3群とも95%を超え、3部位以上の負傷は全国平均を大きく上回った。また、複数部位を同時に負傷した患者が全体の8割を超え、1/3の患者は再度、同一日に複数部位を負傷していた。
- ・約1/3の負傷部位は初検算定日が月初めの1～5日目に集中しており、長期受療患者でこの傾向が顕著であった。また、転帰所要日数は長期受療患者の方が長く71～90日目に転帰が集中している傾向が見られた。

【考察】

1部位の治療に要する施術回数（実日数）が多い施術所ほど支給金額が高くなることが明らかとなった。部位転がしの特徴としては、初検から3ヵ月目を契機に負傷部位を変え、月初めに新たな部位を請求する事例が多くみられた。さらに、繰り返し同一日に複数部位を負傷する事例も多くみられ、これらの点を内容審査で注意するとともに、患者に対する施術内容の確認を行う必要があると思われた。

【目的】

国家資格である柔道整復師の数は、養成学校の新設が規制緩和されたことによる有資格者の急増で、2018年度の従事者数は約7.3万人（20年前の約2.5倍）、施術所数は約5万カ所（同約2.2倍）となっている。¹

一方で、柔整療養費の総支給額は近年頭打ちの状況が続いており、過剰供給による同業間の競争は厳しくなっている。

そのため、健康保険が適用されるのは外傷性が明らかな「骨折」「捻挫」「打撲」「脱臼」「挫傷」に限られているにもかかわらず、本来対象外となる慢性的な肩こりや腰痛を保険対象の外傷と偽って保険請求する、施術部位数や施術実日数を水増し請求するなどの不正請求問題が度々発覚し問題となっている。

特に大阪支部は、他支部に比べ加入者数に対する柔整療養費の支給比率が高く²、医療費適正化対策を推進するにあたり、請求内容の傾向を踏まえた効果的な審査の手法を検討する必要があった。そこで、本研究では柔整療養費の申請書情報をデータ化して施術所の請求傾向を調べ、「平均支給金額の高い施術所」や「部位転がし請求」の特徴を見つけ出すことで、審査に活用できるデータを得ることを目的とする。

【方法】

（対象）2019年2月～6月の5ヵ月間に大阪支部で支給決定した柔整療養費データより、事前に申請書1件当たりの平均支給金額を基に分類した以下の3群の施術所³から無作為に抽出した施術所（423施術所）の申請書（76,444件）について分析を行った。

- ・A群（高額支給群）：159 施術所
平均支給金額 7,000 円以上（2017 年度全国平均 4,371 円の 1.6 倍以上）
- ・B群（大阪支部平均群）：132 施術所
2017 年度大阪支部平均支給金額 5,163 円±150 円
- ・C群（全国平均群）：132 施術所
2017 年度全国平均支給金額 4,371 円±150 円

（1）高額請求（頻回施術、多部位請求）の分析

3群の申請書件数を「施術実日数ごと」「負傷部位数ごと」に比較して、施

¹ 出典：衛生行政報告例（厚生労働省）

² 平成30年度協会けんぽ月報より。協会けんぽ全体に占める大阪支部の割合は、加入者数約8.7%、柔整療養費支給件数約14.4%、柔整療養費支給金額約16.7%であった。

³ 2018年10月～12月に毎月15件以上申請があり申請書の不備返戻件数割合が5%以下であった施術所の中から、申請書1件当たりの平均支給金額によりA～Cの3群に分類した。

術所の平均支給金額に差異が生じる要因を分析する。

(2) 部位転がし請求の分析

治癒と新たな負傷を繰り返して同一の施術所で施術を続ける「部位転がし」は、施術所の請求方法に何らかのパターンがあるのではないかと考え、「長期受療患者（継続5ヵ月以上）⁴」と「短期受療患者（継続3ヵ月以下）」の負傷部位について、「初検算定日（施術を開始した日）ごと」及び「転帰所要日数（初検算定日から施術終了日まで要した日数）ごと」に件数を集計し、施術期間の違いにより差異が生じるのか検証する。

なお、分析に用いた申請書データのうち現行の業務システムに収録されていない項目については、外部委託によりパンチ入力して追加取得した。

【結果】

(1) 高額請求（頻回施術、多部位請求）の分析

平均支給金額が高い施術所ほど、1件当たりの月平均施術実日数が多く、通院期間5ヵ月以上の患者（長期受療患者）の割合も高かった。（A群>B群>C群）

（表1、図1）

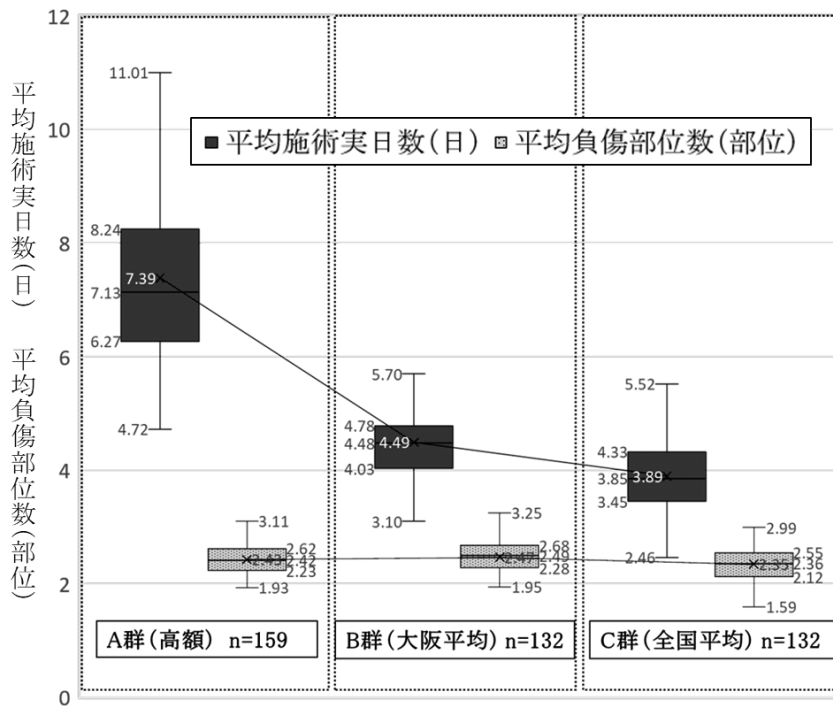
一方で、平均負傷部位数は3群で顕著な差はみられなかった。（図1）

（表1）3群の申請書情報基本データ

| 項目 | A群(高額) | B群(大阪平均) | C群(全国平均) | 3群合計 |
|-------------------------|---------|----------|----------|----------|
| ① 施術所数 | 159施術所 | 132施術所 | 132施術所 | 423施術所 |
| ② 支給件数(5ヵ月合計) | 25,950件 | 24,728件 | 25,766件 | 76,444件 |
| ③ 1施術所あたりの月平均支給件数 | 32.6件 | 37.5件 | 39.0件 | 36.1件 |
| ④ 患者数 | 8,326人 | 8,684人 | 9,368人 | 26,378人 |
| ⑤ 1件あたりの月平均支給金額 | 7,848円 | 5,096円 | 4,348円 | 5,778円 |
| ⑥ 1件あたりの月平均施術実日数 | 7.36日 | 4.48日 | 3.84日 | 5.25日 |
| ⑦ 1件あたりの月平均負傷部位数 | 2.42部位 | 2.49部位 | 2.38部位 | 2.43部位 |
| ⑧ 記載負傷名数(継続負傷名は除く) | 36,149個 | 36,358個 | 36,929個 | 109,436個 |
| ⑨ 1患者あたりの平均負傷回数(⑧/④) | 4.34回 | 4.19回 | 3.94回 | 4.15回 |
| ⑩ 1患者あたりの期間中平均請求件数(②/④) | 3.12件 | 2.85件 | 2.75件 | 2.90件 |
| ⑪ 通院期間5ヵ月以上の患者の割合 | 34.7% | 28.1% | 26.6% | 29.7% |
| ⑫ 通院期間3ヵ月以下の患者の割合 | 53.3% | 60.8% | 63.1% | 59.3% |
| ⑬ 転帰の記載があった負傷の平均転帰所要日数 | 59.0日 | 58.4日 | 57.2日 | 58.3日 |

⁴ 対象期間には月遅れ請求により請求月数が5ヵ月を超える患者が含まれているため5ヵ月以上と表記している。なお、対象期間より前の期間は継続月数に通算しない。

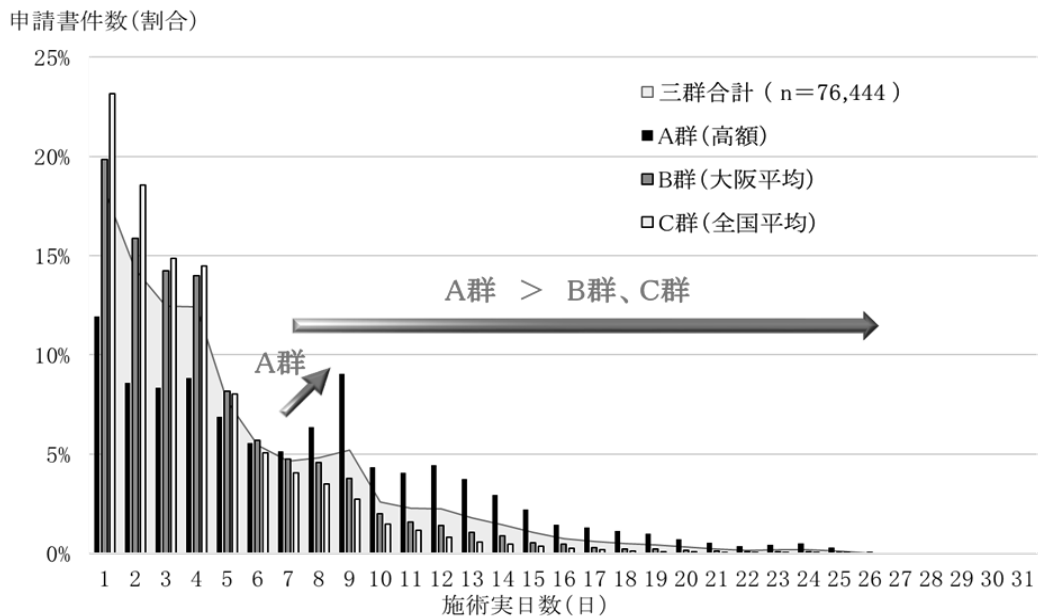
(図 1) 施術所単位でみた平均施術実日数および平均負傷部位数の比較⁵



施術実日数ごとに申請書件数の割合を比較すると、平均支給金額が高い施術所ほど頻回施術の申請書件数割合が高かった。(A群>B群>C群) (図 2)

また、A群は、実日数7日以上の申請書の件数割合がB,C群を大きく上回っており、実日数8,9日にかけては特異的な偏りがみられた。(図 2)

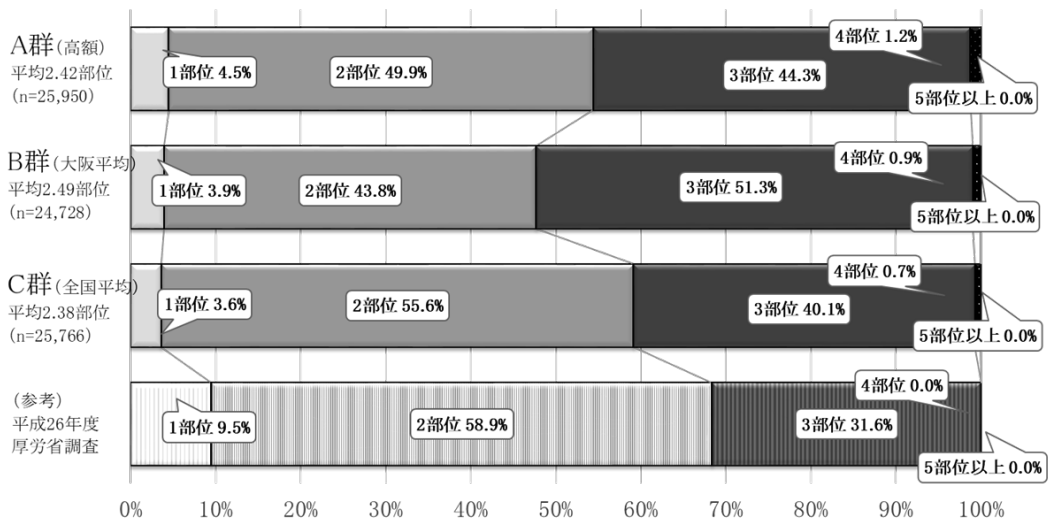
(図 2) 3群別施術実日数ごとの申請書件数割合



⁵ (図 1) の平均値は施術所単位で集計しているため、申請書単位で集計値した(表 1)の数値とは異なる。

申請書 1 件ごとの負傷部位数では、3 群とも 2 部位以上負傷の割合が 95% を超えていた。2014 年度（平成 26 年度）の全国調査（厚生労働省）⁶と比較すると、各群とも 3 部位以上負傷の割合が全国値を大きく上回っており、1 部位負傷の割合は少なかった。A,B 両群は C 群に比べると 3 部位以上負傷の割合が高いが、最も高かったのは B 群で、請求件数の半数を超えていた。（図 3）

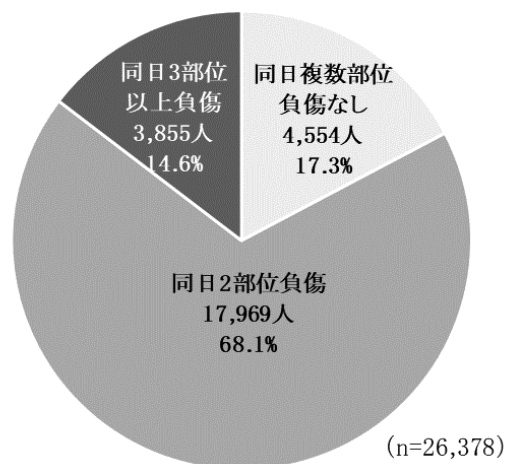
（図 3）申請書 1 件当たりの負傷部位数の割合



今回の全患者 26,378 人について、同一日に負傷した部位数を調査したところ、21,824 人（全患者の 82.7%）が 2 部位以上を同一日に負傷していた。3 部位以上を同一日に負傷している患者は 3,855 人（同 14.6%）いた。（図 4）

また、調査期間中（5 ヶ月間）に再び同一日に複数部位の負傷をした患者は 8,772 人（同 33.3%）いた。

（図 4）同一日に複数部位負傷した患者の割合

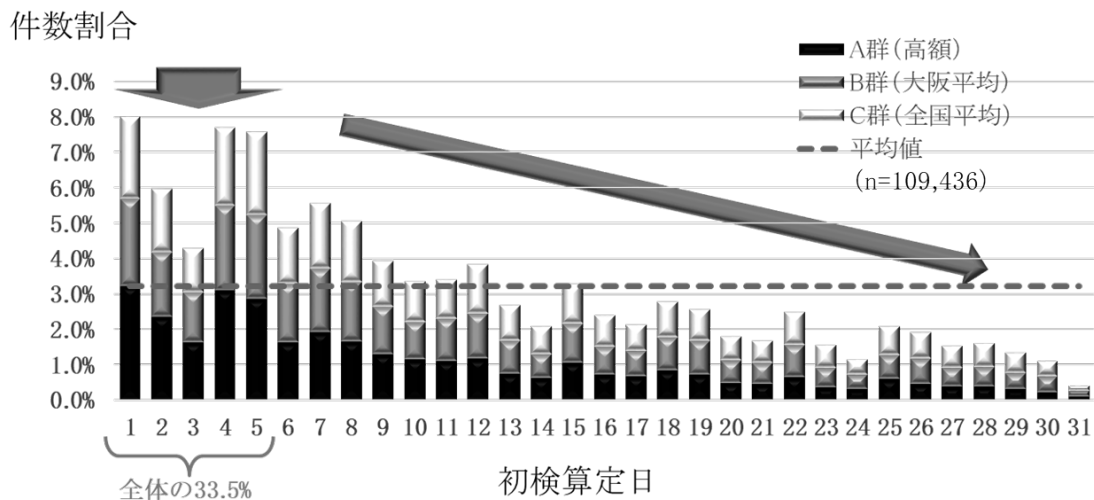


⁶ 出典：厚生労働省 第 4 回社会保険審議会医療保険部会柔道整復療養費検討委員会配布資料 平成 26 年 10 月の柔道整復療養費申請書の統計（抽出率：国民健康保険 1/10、後期高齢者医療制度 1/10、協会けんぽ 1/30）

(2) 部位転がし請求の分析

申請書に記載された負傷部位 109,436 部位⁷について、施術を開始した日（初検算定日）⁸ごとの件数を集計したところ、月初めの1～5日目に施術を開始した負傷部位の割合が平均値のラインを大きく上回り、全体の33.5%を占めていた。月の後半は平均値のラインを超えることなく、月末にかけて遞減する傾向がみられた。（図5）

(図5) 初検算定日ごとの負傷部位数割合



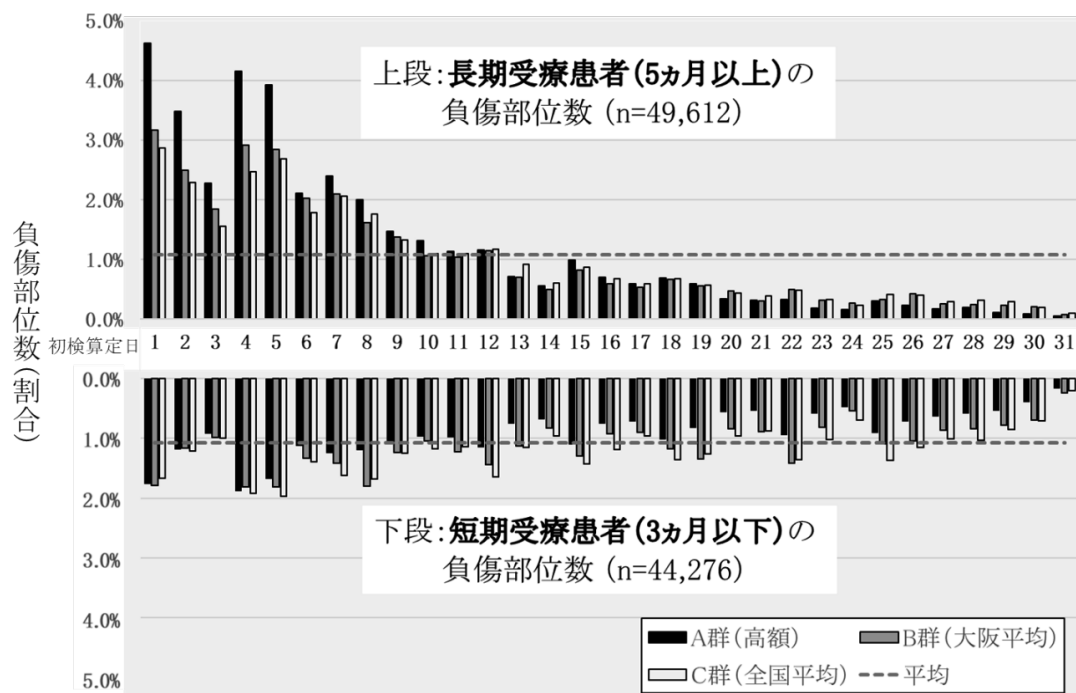
また、新たに負傷部位が追加された申請書の多くは、当月の初回または2回目の通院日に新たな部位の施術を開始するケースが多くみられた。

⁷ 施術が継続する負傷部位は初回の記載のみを集計した。

⁸ 「初検算定日」とは、負傷部位ごとに初めて施術を開始した日とし、初検料の算定日とは異なる。

初検算定日ごとに負傷部位数の割合を、調査対象期間（5ヵ月間）中の患者の申請件数によってさらに長期受療患者（5ヵ月以上）と短期受療患者（3ヵ月以下）に分けて検証した。（図6）

（図6）初検算定日ごとの負傷部位数を長期・短期受療患者で比較

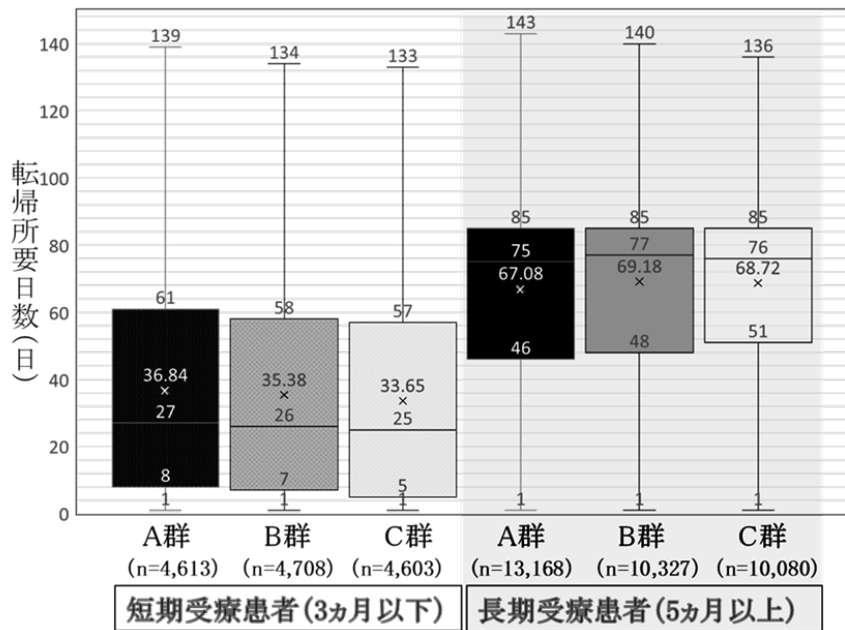


長期受療患者（上段）の負傷部位は、月初め～10日目までの間に初検算定された割合が高く、短期受療患者（下段）と比較してみると月の前半に特に偏りがみられた。また、平均支給金額が最も高いA群にこの傾向が強くみられた。

次に、長期受療患者と短期受療患者の負傷部位のうち、対象期間中に転帰（治癒・中止・転医）の記載があった47,499部位について、転帰所要日数⁹を3群別に比較した。（図7、図8）

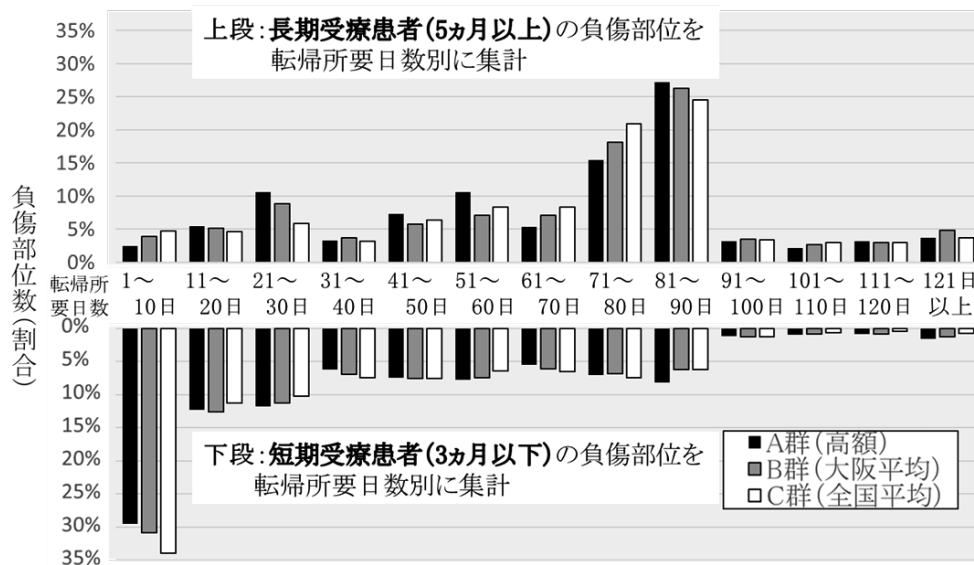
⁹ 転帰所要日数とは、申請書に記載された負傷部位が初検年月日から転帰（治癒・中止・転医）により施術を終了した年月日までに要した日数とする。通院の中断等により転帰の不明な負傷部位、施術継続中の負傷部位は除外している。

(図 7) 負傷部位ごとの転帰所要日数を長期・短期患者別、3群別で比較



転帰所要日数は、短期受療患者が平均 33.65～36.84 日、中央値 25～27 日、長期受療患者が平均 67.08～69.18 日、中央値 75～77 日であった。(図 7)

(図 8) 転帰所要日数ごとの負傷部位数を長期・短期受療患者で比較



長期受療患者 (上段) は 71～90 日目に施術終了となる負傷部位が多く、短期受療患者は 10 日以内に終了した負傷部位が多かった。また、どちらも 90 日を超えると極端に件数が減少していた。(図 8)

【考察】

平均支給金額が高い施術所群ほど、1部位の治療に要する施術回数（施術実日数）が多く、同一施術所で長期間施術を受ける患者の割合も高いことが明らかになった。一方で、治療に要する期間（転帰所要日数）は平均支給金額が低い施術所群と大きく変わらなかったことから、施術実日数の多い施術所に対する請求日数を削減する取組みが必要であると考えられた。

また、繰り返し負傷して施術を継続する患者が多く、施術期間が長期化するほど初検算定日が月初めに偏り、転帰所要日数が初検算定日から3ヵ月目に偏るなどの特徴がみられた。これは、初検算定日から3ヵ月目を契機に負傷部位を変え、月初めに新たな負傷部位を請求する部位転がしのパターンと考えられる。このような請求の割合が高い施術所は部位転がし請求を行っている疑いがあり、審査で注視するとともに、請求内容について患者等に対して事実確認を含めた調査が必要であると思われた。

今後は、今回の調査結果による部位転がし請求のパターンにマッチした施術所の患者に対し、申請書内容の確認を行う患者照会を実施して部位転がしの実態調査を進めていきたい。また、本研究で用いた手法は、現行の協会けんぽ業務システムのデータだけでは得られない情報も含まれていたため、簡易なパターンマッチングによる部位転がしの抽出方法についても検討を続けていきたい。

【備考】

第7回協会けんぽ調査研究フォーラムでポスター発表（ホームページ掲載）